ブラジル連邦共和国
（Federative Republic of Brazil）

通　　信

Ⅰ　監督機関等

１　通信省（MCOM）

Ministry of Communications

Tel.	＋55 61 2027 6706
URL	https://www.gov.br/mcom/pt-br/
所在地	Esplanada dos Ministerios, Bloco R CEP 70044-902 Brasilia DF, BRAZIL
幹　部	Juscelino Filho（大臣／Minister）

所掌事務

ブラジル政府は、2020 年 7 月 10 日、科学技術革新通信省（Ministry of Science, Technology, Innovation and Communications：MCTIC）から分離する形で通信省（Ministry of Communications : MCOM）を設置・復活させた。MCOM は 1967 年に創設されたが、2016 年 5 月の当時のテメル政権の省庁再編に伴い、MCTIC に統合されていた。MCOM は、通信、放送、郵便に関する行政機関として、国家政策の策定を行う。電気通信事業（電波政策を含む）に関する基本政策を策定し、電気通信庁（National Telecommunication Agency：Anatel）の活動を介して電気通信市場の発展を図る。2023 年ルーラ政権による省庁再編後も引き続き通信省が通信行政を所掌する。

２　電気通信庁（Anatel）

National Telecommunication Agency

Tel.	＋55 61 2312 2000
URL	https://www.gov.br/anatel/pt-br/
所在地	SAUS, Quadra 6, Bloco C,E,F e H CEP 70070-940 Brasilia DF, BRAZIL

幹　部	Carlos Manuel Baigorri（長官／President）

所掌事務

「1997 年一般電気通信法」に基づき、1997 年 11 月に独立規制機関として設立された。MCOM が策定する電気通信事業の基本政策に基づき、電気通信に関する以下の管理・監視業務を所掌し、活動状況を MCOM 及び国会に報告する義務を有する。

・周波数及び衛星軌道の管理
・電気通信事業者間の紛争処理
・許認可により事業者間の競争を促進
・消費者保護
・料金規制の策定
・電気通信サービスの開始／廃止勧告
・電気通信産業の経済的規制 等

Ⅱ　法令

1　1997 年一般電気通信法（General Telecommunications Law of 1997、法律第 9472 号）

同法により、それまで当時の通信省に与えられていた事業免許・許可等の権限の多くが Anatel に移管された。旧国営通信事業者テレブラス（Telebras）の民営化や、競争的市場を創出するための諸条件を定めており、電気通信に関する基本法令となっている。主な内容は以下のとおりである。

・テレブラスの民営化
・独立規制機関 Anatel の創設
・事業免許、企業統廃合等、通信事業体の構成に関する Anatel の関与

2019 年 10 月、ボルソナロ大統領（当時）が電気通信規則の近代化を目的とした「1997 年一般電気通信法」の改正法（法律第 13879 号）に署名した。概要は以下のとおりである。

・電気通信事業者は、公的事業免許である「コンセッション（concession）」に基づき事業を行うか、又は民間事業用免許である「認可（authorization）」を取得し、事業を行うかを選択できる。

・電気通信事業者は、現行制度で公衆電話や固定電話等のユニバーサル・サービスに対して義務付けられている投資を、ブロードバンド等の収益性の高い事業に充てることができる。

・電気通信事業者が所有する旧国有資産の売却に関する規制を緩和する。

・移動体通信使途で割り当てられた周波数帯の 2 次取引を認める。

・衛星通信事業者に対する周波数割当はオークションではなく、直接申請を可能とする。

２　1996 年最小限法（Minimum Law of 1996、法律第 9265/96 号）

テレブラスの民営化に先駆け、1996 年、移動体通信事業、衛星事業及び付加価値事業の自由化を定めた法律が制定された。テレブラスから移動体通信事業を分離すること、移動体通信事業を 10 の営業地域に分割すること、移動体通信事業への外資比率を 49%に制限（1999 年に外資比率制限は廃止）することが規定された。

３　2014 年インターネット憲法（Civil Rights Framework for the Internet、法律第 12965 号）

2014 年 4 月、ネット中立性や表現の自由、個人情報の保護等を規定した「2014 年インターネット憲法」が成立した。同法では、インターネットの中立性に関して、電気通信事業者によるユーザへの料金や接続速度による差別化を禁止するとともに、特定のコンテンツ事業者への有償優遇措置を禁じた。

４　2018 年個人情報保護法（Personal Data Protection Law、法律第 13709 号）

2020 年 9 月、ブラジルの「個人情報保護法（Lei Geral de Proteção de Dados : LGPD)」が施行された。LGPD は、2018 年に施行された「EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR)」をモデルとしており、共通点も多い。自由及びプライバシーに関する基本的権利(個人情報へのアクセス権、訂正権、アップデート権、削除権、ポータビリティ権、匿名化権、同意の撤回権等）の保護を目的として、個人情報の適切な取扱いを定めたものである（Ⅲ－５の項参照)。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

（１）概要

「1997 年一般電気通信法」に基づき、電気通信サービスを実施するための免許は、サービスの種類によって交付及び規制される。固定電話サービス等の公的制度の下で提供されるサービスに対しては「コンセッション」「許可（permission)」が Anatel によって付与され、継続性や普遍性確保のための要件が課される。一方、移動体通信、ブロードバンド・サービス、有料放送、付加価値サービス等の民間サービスには「認可（authorization)」が付与され、品質に関する要件が課される。その後、2019 年の同法の改正では、市場競争・設備投資を促進するため、「コンセッション」から「認可」への免許種別の変更を条件付きで認める条項が追加された。

（２）外資規制

1999 年、電気通信分野における外資規制は撤廃された。現在、スペイン資本のテレフォニカ（Telefónica）、メキシコ資本のアメリカ・モビル（America Movil）及びテルメックス（Telmex）、イタリア資本のテレコム・イタリア（Telecom Italia）等がブラジルの電気通信市場に進出している。なお、基本的電気通信サービス免許は、国内法に基づき設立されたブラジル法人（議決権付き株式の過半数を所有）にのみ付与される（政令第 2617 号）。

２　競争促進政策

（１）民営化及び自由化

1998 年、「一般免許計画（1998 General Concession Plan：PGO、法律第 2532 号）」が発布され、固定通信市場の自由化に向けての具体的な内容が規定された。これを受けて Anatel は、それまで通信市場を独占していたテレブラスを市内電話 3 社、移動体通信 8 社、国際・国内長距離通信 1 社に分割再編した。

政府は、固定通信市場の民営化に際して、全国を三つの営業地域に分割し、各営業地域で旧テレブラス系の資産を引き継ぐ 1 社（concessionaire）に事業免許を付与した。1999 年には、固定通信市場への新規参入を促す目的で、競争入札が実施された。これにより、各営業地域において、旧テレブラス系事業者と競争事業者（ミラーカンパニー）による 2 社競争体制が確立されることとなった。

2001 年 12 月、政府は旧テレブラス系事業者に新規参入事業者との相互接続を義務付けた。2002 年 1 月には、ブラジルの固定電話市場（市内電話及び国内・国際長距離電話）が完全自由化された。

一方、移動体通信市場は、全国を 10 の営業地域に分割し、各地域のテレブラスの資産を引き継ぐ A バンド事業者 8 社と、新規参入事業者である B バンド事業者 8 社に免許が付与された。これにより、地域ごとに 2 社以上が競合する競争体制が確立された。更に 2001 年から GSM 及び 3G 用周波数オークションを実施した結果、30 を超える事業者が移動体通信市場に参入し、各地域で 3～4 社が競合する体制が整った。

（２）相互接続

2023 年 10 月、Anatel は国内通信市場の競争促進のための枠組みである 2012 年「一般競争計画（Plano Geral de Metas de Competição：PGMC）」の改訂案を公表した。PGMC はブラジル通信市場競争促進政策の土台であり、相互接続規則、卸売サービスへのアクセス、インフラの共有、市場支配力の概念等が規定されている。これに対して改定案では、MVNO や産業用ネットワーク開発を焦点とする、現状に沿った内容に更新されている。なお、通信事業者による反競争行為を防止するため、競争当局である、経済擁護行政委員会（Conselho Administrativo de Defesa Economica：CADE）にも裁定権限が与えられており、Anatel の業務を補

完している。

（３）仮想移動体通信事業者（MVNO）促進政策

Anatel は 2010 年に MVNO 事業を解禁したが、MVNO 市場の活性化が不十分であると判断し、2016 年、MVNO 規則である「仮想通信網による個人向け移動体通信サービスの提供に関する規則（Regulations for the Exploitation of the Personal Mobile Service via the Virtual Network）」の改正を承認した。MVNO が複数の MNO と同時に卸売契約を結ぶことを許可する、テレフォニカ・ブラジル（Telefónica Brazil）、クラロ（Claro）、TIM ブラジル（TIM Brasil）3 社に対して、MVNO への IoT・M2M 機器賃貸に係る月額料金を 5 年間据え置くよう命じる等の措置が講じられた。なお、2024 年 8 月の時点で国内では 100 以上の MVNO が存在する。

３　情報通信基盤整備政策

（１）ユニバーサル・サービス

①達成目標 PGMU

基本的電気通信サービスの提供を義務付ける「ユニバーサル・サービス化目標プログラム（General Program for Universalization Goals : PGMU）」が 1998 年に制定された。PGMU の達成目標は以降、複数回にわたり段階的に改定が行われ、2018 年末には、2025 年までの「PGMU V」の達成目標が採択された。具体的には、都市部（人口 300 人以上の自治体）における電話サービス提供義務、学校や図書館、医療機関、警察署等の公共施設への電話サービスのアクセス提供義務、障がい者・低所得者に対する電話サービスの提供義務、農村部における公衆電話の設置等が義務付けられている。その後、通信事業者は、公衆電話の代わりに、4G や固定無線アクセス（FWA）等の基地局設置で要件を満たすことが可能となり、2019～2023 年末までに約 1,500 の自治体を対象として段階的に 4G/FWA 基地局を設置することとなった。

②ユニバーサル・サービス基金

2000 年に制定された法律第 9.998 号（FUST Law）によって電気通信サービス普及基金（Fund for Universalization of Telecommunications Services : FUST）が設立された。これにより、通信事業者は電気通信事業収入の 1%を同基金へ拠出することが義務付けられた。当初は固定電話サービスへの資金提供に限定されていたが、その後、ブロードバンド・インフラ開発にも対象を拡大し、より効率的な配分方法が導入される等、改定された。

（２）通信関連基金（FUST/FISTEL/FUNTTEL）

ブラジルでは、上記のユニバーサル・サービス基金のほか、通信業界固有の基金が二つ、合計三つの基金が存在する。

①無線通信基地局新設ごとに課税される導入監査税（Installation Inspection

Fee：TFI）及びすべての無線通信基地局に年間課される運用監査税（Operation Inspection Fee：TFF）を含む 2 種類の税で構成されている、通信監査基金（Telecommunications Supervision Fund：FISTEL）。

②技術イノベーションの振興、人材開発、雇用促進、中小企業支援を目的とした通信技術開発基金（Telecommunications Technology Development Fund：FUNTTEL）。電気通信事業者はサービスの総収入の 0.5%を拠出している。

Anatel は 2023 年 9 月、電気通信事業者に対するこれらの税制による負担を軽減するための調査を開始している。同国の通信関連税が相対的に高額であるだけでなく、その計算方法と複雑な管理が、Anatel にとっても費用増になるとしている。

（３）デジタル・ディバイド解消

①アマゾン地域の通信インフラ整備

政府は 2021 年、北部アマゾン地域の通信インフラ整備を目的とした、「政令第 10800 号」を公布した。この「持続可能なアマゾン統合プログラム（Programa Amazonia Integrada Sustentavel：PAIS）」により、ブラジル北部の 59 都市が、環境負荷を考慮し、川底に敷設された全長約 1 万 2,000km の光ファイバ回線で接続され、約 1,000 万人の住民が恩恵を受けることとなった。その第 1 弾となる「Norte Conectado」プログラムによる光ファイバ網の敷設が 2022 年 1 月末に完了し、パラー州とアマパ州の住民 100 万人にブロードバンド接続を提供した。

②モバイルブロードバンド・サービスの改善

2023 年 10 月、MCOM は、モバイルブロードバンドの品質及びカバレッジ改善を目的とした「ConectaBR プログラム」を開始した。ルーラル地域や低所得者層地域等の地域格差是正への取組みを強化した内容で、2G 及び 3G を停止し、4G 及び 5G へ置き換えることも含まれている。4G では下り通信速度 10Mbps、5G では下り 100Mbps を最小要件としており、通信カバレッジ拡大には、衛星及び固定無線アクセス（FWA）も導入するとしている。

（４）国家ブロードバンド政策

2021 年「政令第 10610 号」により、光ファイバ・バックホール整備に関する具体的達成目標が公表された。同政令では、2024 年末までにすべての地方自治体に 10Gbps 以上の速度での伝送が可能な光ファイバ・バックホールを整備することが示された。Oi、テレフォニカ・ブラジル、クラロ、アルガー・テレコム（Algar Telecom）の 4 社は、2024 年末までに段階的にカバレッジ 100%を自費負担により達成することが義務付けられた。また、国家ブロードバンド政策において、政府のデジタル関連イニシアチブを統一した枠組内で調整することを目的とした「国家デジタル・トランスフォーメーション戦略（Brazilian Digital Transformation Strategy：E-Digital）2022～2026」が発表された。南米・カリブ海諸国

の発展を支援する米州開発銀行（IDB）は 2021 年 4 月、E-Digital アジェンダ推進のため、「ブラジル・プラス・デジタル」投資プログラムの下、デジタル・インフラ、デジタル経済、デジタル政府及びその関連分野に対して最大 10 億 USD 規模となる融資を承認した。2024 年 7 月には、その第 6 番目の取組みとして、IDB は政府に対して固定ブロードバンド・カバレッジ拡大のために 1 億 USD を融資し、MCOM 主導の下、人口 3 万人未満の自治体の固定ブロードバンド・インフラに投資する小規模 ISP に対して、光ファイバ回線の敷設、省エネ通信機器の設置、資金調達等の支援を行い、250 万人が恩恵を受ける見込みである。

４　ICT 政策

（１）国家 IoT 計画

ボルソナロ大統領（当時）は 2019 年 6 月、「国家 IoT 計画（National IoT Plan）」を制定するための「政令第 9864 号」に署名した。同計画は、MCTIC（当時）や経済省、ブラジル国立経済社会開発銀行（National Bank for Economic and Social Development : BNDES）、民間企業、学界等が共同策定したもので、E-Digital の柱の一つとして位置付けられた。また、諮問機関として「M2M 及び IoT の発展のための管理・監視評議会」が創設され、IoT ソリューションの開発と利活用を促進するために、官民パートナーシップの促進や政策の提案、公共団体との連携等が実施された。IoT 政策に関するガイドラインでは、IoT を新たな通信サービスとは見なさず、通信サービスにバンドルされた付加価値サービスに分類した。これにより、同サービス及び関連デバイスは一部の要件だけでなく、特定の税金からも免除されることとなった。

（２）サイバセキュリティ

①R-Cyber 規制

2020 年末、Anatel は「電気通信セクターに適用されるサイバセキュリティ規制（R-Cyber）」を決議第 740 号で承認。同規制は、通信インフラの保護、インシデント対応、データの安全性確保等、通信分野に特化したセキュリティ促進のためのガイドライン及び手続を規定している。2024 年、R-Cyber は改正され、海底ケーブル事業者や特定の移動体通信事業者等を規制対象として拡大したほか、すべての通信事業者に対して Anatel へのセキュリティ・インシデント報告を義務付ける等、内容が強化された。

②国家サイバーセキュリティ委員会の設立

2023 年 12 月、「政令第 11856 号」公布によって、国家サイバーセキュリティ政策（PNCiber）が改定され、国家サイバーセキュリティ委員会（CNCiber）が設立された。同政令は、国家サイバーセキュリティ政策の原則、目的、手段、及び CNCiber の役割と構成を規定している。CNCiber は、政府によって任命された多数の機関や団体の代表者で構成されており、Anatel も参加している。毎年 10

月には市民の意識向上のために「CyberSafe October」キャンペーンが実施されている。

（３）AI

科学技術イノベーション省（Ministério da Ciência, Tecnologia e Inovações：MCTI）は 2021 年 4 月、条例第 4617 号によって、「ブラジル AI 戦略（Estratégia Brasileira de Inteligência Artificial：EBIA）」を策定。同戦略は OECD 等の国際基準に沿った倫理的かつ責任ある AI 導入を強調し、AI 人材の確保、研究センターの設立、民間セクターにおける AI 導入の奨励、スタートアップ支援等を焦点としている。

2024 年 7 月には政府が、「ブラジル AI 計画（Plano Brasileira de Inteligência Artificial：PBIA）2024～2028」を発表。再生エネルギーを利用したスーパーコンピュータを装備したインフラの導入、国内データを活用したポルトガル語の高度な言語モデルの開発、公共サービスの効率化及びビジネス・イノベーションへの AI 活用等が挙げられた。

５　消費者保護政策

（１）プライバシー保護

2020 年 9 月、「個人情報保護法（LGPD）」が施行された。LGPD は、企業や公的機関が国民の個人情報を収集するに当たり明示的に本人の同意を得ることや、収集した個人情報に関して当人がアクセスする権利、修正や削除を要請する権利を規定している。また、より高い保護水準を定めた「機微（センシティブ）データ」というカテゴリーを設け、人種、民族、思想信条、宗教観、健康状態等に関する情報については、本人の明示的な同意がない限り、商用に用いることを禁じている。個人情報の国外転送に関しては、転送先の国がブラジルと同等レベルの個人情報保護法制を有しているか、事業者が同等レベルの保護を保障する場合にのみ認められる。罰則に関しては、法令を順守しない企業に対して年間売上額の 2%、又は 5,000 万 BRL のいずれか低い方の課徴金が課される。

（２）通信サービスにおける消費者権利

Anatel は 2014 年 3 月、通信分野における透明性向上と消費者権利保護を目的とした「電気通信サービス消費者権利一般規則（RGC）」（決議第 632 号）を承認。2023 年 10 月にはその内容を改正し、料金滞納によるサービス停止の場合、プロバイダが 30 日間の猶予期間を設けることや、Anatel が開発した、通信サービスの比較電子ツールの導入及び契約内容の簡素化により、消費者の理解を促進すること等が規定されている。またテレマーケティングにおける迷惑通話対策等も盛り込まれている。

Ⅳ　関連技術の動向

基準認証制度

無線機器の基準認証は、「電気通信機器の基準認証及び適合証明にかかわる規則（附則、決定第 242/2000 号）」に基づき、Anatel が所掌している。Anatel は、基準認証証明機関（Designated Certification Organization：OCD）を指定し、検査及び証明書の発行等の業務を委託している。輸入される機器も、OCD の証明を受ける必要がある。認証の申請はブラジル籍の代理人又は代表者に限られる。また、OCD は認証を受けた製品の市場での適合性の監視も担当し、サンプリング調査等を実施している。Anatel は認証機器を以下の 3 種類に分類し、認証された機器には Anatel マークが付される。カテゴリーⅠ：電気通信端末機器、カテゴリーⅡ：無線通信機器、カテゴリーⅢ：その他通信装置である。また、Anatel は 2002 年に規則を変更して、認証のための試験は、ブラジルでの試験が不可能な機器を除いて、ブラジル国内の認定試験機関が実施する必要があるとの条件を付している。承認を受けた機器の情報は Anatel のウェブサイト上で公開される。

Ⅴ　事業の現状

１　固定電話

（１）概況

ブラジルでは従来の固定電話網（PSTN）に加え、VoIP や FWA による音声通話サービスが提供されているが、移動体通信サービスの急成長により、固定電話の契約数は減少傾向にある。ブラジルの固定電話市場では、大型買収・合併が繰り返され、現在では Oi、テレフォニカ・ブラジル、クラロの既存電気通信事業者 3 社で 8 割以上のシェアを占めている。これら以外では、ミナスジェライス州を本拠地とする地域通信事業者のアルガー・テレコムが小規模ながら PSTN を提供し、また FTTx ネットワークを介して VoIP を提供している TIM ブラジル等がいる。Anatel によると、2023 年 9 月現在、固定電話市場シェアは、クラロが 29.1%、Oi が 26.9%、テレフォニカ・ブラジルが 25.5%、アルガー・テレコムが 4.8%、TIM ブラジルが 2.7%を占めている。

（２）Oi の経営再建計画

2016 年 6 月、地場企業の Oi がリオデジャネイロ州の裁判所に、同社及び子会社 6 社の会社更生手続の適用を申請。負債総額は 654 億 BRL となり、国内史上最大規模の破たんとなった。翌年、Anatel を含む債権者側は、Oi がリオデジャネイロ州の裁判所に提出した経営再建計画案を承認。2023 年には裁判所監督下で、経営再建計画におけるすべての要件を満たしたことが確認されている。それでもなお同社は約 443 億 BRL の負債を抱えており、引き続き財政の健全化と事業の長期的再建のための取組みが求められている。

Anatel は 2024 年 7 月、2022 年末までに一部のユニバーサル・サービス及びバックホール義務を順守しなかった Oi に対して、これまでの固定電話サービス事業免許である「コンセッション」を没収し、「認可（authorization）」モデルへ移行することで合意している。合意の一環として Oi は光ファイバ回線やデータセンターへの投資等が義務付けられるが、Anatel に対する負債も軽減され、規制上の義務から解放され柔軟な事業展開が可能になるという。

２　移動体通信

（１）主要 3 社による市場支配

ブラジルの移動体通信市場は、5 年連続で加入数が減少していたが、2020 年には再び増加に転じた。移動体通信市場は、テレフォニカ・ブラジル、クラロ、TIM ブラジルの大手 3 社で市場シェアをほぼ独占している。これ以外では、市場シェアが 1%前後の小規模事業者が多数（アルガー・テレコム、Brisanet Telecomunicacoes、Sercomtel、サーフ・テレコム（Surf Telecom）、Unifique、Winity Telecom 等）存在する。2024 年 6 月現在、大手 3 社の加入者シェアはテレフォニカ・ブラジルが 39%、クラロが 34%、TIM ブラジルが 26%となっている。2020 年 12 月、財政難に陥った Oi が、債務返済の一環として移動体通信部門を競売にかけ、テレフォニカ・ブラジル、TIM ブラジル、クラロからなるコンソーシアムが 165 億 BRL で落札し、2022 年 4 月に売却手続を完了している。

（２）5G 展開状況

2021 年 11 月、Anatel 史上最大規模となる 5G 周波数オークションが行われ、12 月には、アルガー・テレコムとクラロが、最初の商用 5G サービスを開始（電波／Ⅱ－２（２）の項参照）。2022 年 3 月と 7 月に TIM ブラジルとテレフォニカ・ブラジルがそれぞれ 5G サービスを開始している。Anatel によると、2023 年、全国約 5,600 の自治体で約 9 万のモバイル基地局が運用されている。翌年 2 月には、26 の州都すべてと首都ブラジリアで 5G SA 接続が承認され、合計 3,300 か所で 3.5GHz 帯 5G SA が導入された。これは同国人口の 82.6%に相当する 1 億 7,620 万人をカバーすることになるという。また、同年 9 月、全国 5G カバレッジ 94.5%達成を報告している。

３　インターネット

Anatel によると 2023 年末現在、ブロードバンド技術で最も普及しているのは FTTx で、74%の市場シェアを誇る。2 位は 18%のケーブルモデムで、それ以降は 3.2%の xDSL、FWA 及び衛星ブロードバンド等、その他 4.4%と続く。

ISP は、ケーブルテレビ最大手 NET セルビソス（NET Servicos）と固定通信エンブラテル（Embratel）を傘下に持つクラロを筆頭に、フランスのメディア大手ビベンディ（Vivendi）から Global Village Telecom（GVT）を買収したテレフォニカ・ブラジル、地場企業 Oi の大手 3 社が、ブラジルのインターネット市場を

支配。最大手 ISP はクラロである。同国の特徴として合計 1 万社以上の様々な規模の ISP が存在しており、その大部分が市場シェア 5%未満の小規模プロバイダであり、大手によるサービスが不十分である遠隔地等の自治体でサービスを提供している。

Ⅵ　運営体

１　Oi

Tel.	＋55 21 3131 2918
URL	https://www.oi.com.br/
所在地	Rua Humberto de Campos 425, Leblon, Rio de Janeiro RJ 22430-190, BRAZIL
幹　部	Mateus Affonso Bandeira　（最高経営責任者／CEO）

概要

リオデジャネイロに本社を置く総合通信事業者である。

総合通信事業者としての地位を強化すべく、2007 年 2 月より全サービスについて「Oi」のブランド名を冠することとした。2008 年 9 月に衛星放送免許を取得している。ポルトガル、南米、アフリカにおいて海外展開をしている。財政破綻による会社更生手続を申請した同社の司法復興手続は 2024 年現在も進行中である。

２　テレフォニカ・ブラジル（Vivo）

Telefónica Brazil

Tel.	＋55 11 3549 7200
URL	https://www.telefonica.com.br/
所在地	Rua Martiniano de Carvalho 851-17 andar Sao Paulo 01321-000 BRAZIL
幹　部	Christian Gebara（最高経営責任者／CEO）

概要

1998 年にサンパウロで固定通信事業者として出発した Telesp が、スペインのテレフォニカを主として編成されたコンソーシアムにより買収され、テレフォニカ・ブラジルとして市内・長距離電話及び国際長距離電話を提供していた。2006 年 1 月の固定通信免許の更新により、有効期間が 2025 年 12 月 31 日まで 20 年間延長された。2011 年 3 月、合弁企業のパートナーであるポルトガル・テレコム（Portugal Telecom）からブラジルの移動体通信事業 Vivo Participacoes の 50%の株式を買収。2012 年 4 月、ブランド再構築戦略の一環として、グループ企業を

「Vivo」に統一した。2015 年 5 月にブラジルで加入者数第 4 位の固定通信事業者である GVT を買収したことで、市場シェアを飛躍的に伸ばした。スペインの親会社テレフォニカがテレフォニカ・ブラジルの株式の 73.7%を保有。ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビア及び中米、欧州に海外展開をしている。

３　その他の主な事業者

事業者	URL	出資組織
クラロ	https://www.claro.com.br/	アメリカ・モビル：99.6%
TIMブラジル	https://www.tim.com.br/	テレコム･イタリア：67%
アルガー・テレコム	https://www.algartelecom.com.br/	アルガーS.A.：68%

放　　送

Ⅰ　監督機関等

１　通信省（MCOM）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

放送行政は通信省（MCOM）の所管。MCOM 内の放送事業局（Secretariat of Broadcasting：SERAD）が政策を策定している。ただし、公共放送機関 EBC（Empresa Brasil de Comunicação）の監督については、社会コミュニケーション局（Special Secretariat for Social Communications：Secom）が行っている。Secom は、2023 年 1 月のルーラ新政権の発足に伴い、MCOM から分離し、大統領府傘下へ移管されている。

２　電気通信庁（Anatel）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

通信、インターネット、ケーブルテレビの規制監督を行う、連邦政府から独立した機関である。放送分野に関しては主に周波数割当及び事業免許の発行等を所掌している。

３　国家映画庁（Ancine）

Agência Nacional do Cinema

国家映画庁（Ancine）は、観光省に属する連邦政府の規制機関で 2001 年に設

立された。映画及び視聴覚産業の振興、規制、監督を担当する。国内視聴覚産業プロジェクトの開発、制作、配給、展示等の活動支援を目的とした連邦基金であるオーディオビジュアル・セクター・ファンド（Fundo Setorial do Audiovisual：FSA）の管理及び運営も行っている。

Ⅱ　法令

１　1962 年ブラジル電気通信法（法律第 4117 号）

同法が放送に関する一般規則を定めている。

２　2008 年公共放送法（法律第 11652 号）

公共放送機関 EBC の設立に関して規定している。2017 年 3 月、同法の一部改正（法律第 13417 号）が行われ、EBC 会長の罷免権が大統領に移管された。これにより EBC に対する大統領の影響力が増すことになった。

３　2011 年有料テレビ法（法律第 12485 号）

2011 年 9 月、「1995 年ケーブルテレビ法（法律第 8977 号）」に代わり「2011 年有料テレビ法（法律第 12485 号）」が成立した。主な内容は以下のとおり。

・有料テレビサービスのバリューチェーンを制作、プログラミング、パッケージング、配信の四つの要素に分類。Ancine はプログラミング及びパッケージングを所掌。Anatel は配信を監督する。

・通信事業者及びより多くの外資による有料放送事業への参入を認める。

・通信事業者が作品制作のプロデューサー及びプログラマーの 30％以上を管理することを禁じるクロスオーナーシップ規制。

・映画及び視聴覚産業の発展を目的とした税金（CONDECINE）を、有料テレビ・サービスを提供している通信事業者からも徴収する。

2017 年、ブラジル連邦最高裁判所が同法の一部を無効とする判決を下し、衛星放送やケーブルテレビで外国制作の広告放送が認められることになった。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

外資規制

地上テレビ・ラジオ放送への外資の参入は 2002 年まで禁止されていたが、同年 5 月、政府は、国内に現地法人を持つ事業者が放送事業者の株式を 30％まで保有することを認める決定を下した。ただし、「1962 年ブラジル電気通信法」に基づき放送事業の代表者、編成責任者はブラジル国籍を有する者に限定される。なお、ケーブルテレビ事業への外資の出資比率はこれまで上限が 49％に制限されていたが、「2011 年有料テレビ法」で上限が撤廃された。また Anatel は 2022 年、外国企業は、電気通信サービスと有料 TV サービス間のクロスオーナーシップ規

制の対象外であるとの決定を下した。

２　コンテンツ規制

「2011 年有料テレビ法」は、国内における独立した視聴覚コンテンツ制作の奨励を目的としており、地上波無料放送と有料放送の両方で、午後 6 時から午前 0 時までのプライムタイムにおいて、週最低 3 時間半は国内制作番組を放送することを義務付けている。更にそのうち半数をテレビ局以外の独立した制作会社によるものと規定している。有料テレビによるパッケージ枠では、2 チャンネル以上、1 日に 12 時間以上の国産視聴覚コンテンツの提供が義務付けられている。

３　地上デジタル放送

（１）700MHz 帯の開放

ブラジル政府は、2007 年 12 月に地上デジタルテレビへの切替えを開始した。2013 年には、デジタルテレビへの移行を加速するため、700MHz 帯開放を目的とした省令を発令し、移動体通信サービス用への転用を進めるほか、低所得者向けにデジタルテレビ用セットトップボックスを配布する等の措置を実施した。実際にデジタル移行が完了したのは 2019 年 1 月であった。

（２）新放送規格「TV3.0」

政府は 2024 年 4 月、新たな地上デジタル放送規格「TV3.0」を発表した。ブラジルではこれまで、日本の ISDB-T 国際規格をベースとした独自の方式である SBTVD（Sistema Brasileiro de Televisão Digital）を使用してきた。これに対して、同国の標準化団体である、ブラジル地上デジタルテレビ・システム・フォーラムが、それに代わる次世代地上デジタルテレビ規格として「TV3.0」を提唱し、主に米国や韓国で導入されている ATSC3.0 技術の採用を推奨した。政府は同提言を受け、2025 年以降、主要都市から段階的に導入する方針を発表した。

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

2022 年 9 月現在、約 1 万 9,000 件を超えるラジオ局の放送免許が認可されている。FM 局が 3.257 局、AM 局が 546 局あり、これ以外にコミュニティ・ラジオ局が多数存在する。地域コミュニティ向けの市民ラジオは、約 7 万件が認可されている。よく視聴されているラジオ局は、公共放送機関 EBC が運営する Rádio Nacional のほか、商業ラジオ局の Rádio Globo、Jovem Pan 等である。

デジタル放送への移行に伴い、地上放送に使用されていた 76-88MHz 帯が FM 局に割り当てられた。FM 局の帯域は 76-107.9MHz に拡大。これにより、AM 放送から FM 放送へ転換するラジオ局が増えている。

２　テレビ

（１）無料地上テレビ

Anatel によると 2024 年 11 月時点で、全国で合計約 2 万 2,000 の TV チャンネルが存在し、そのうち 900 チャンネルが TV 放送局、約 2 万 1,000 が再送信チャンネルとなっている。商業放送は、Rede Globo、Rede Record、SBT（Sistema Brasileiro de Televisão）、TV Band、RedeTV!の 5 大ネットワークが直営局と系列局を通じて全国放送を実施している。公共放送は、公共放送機関 EBC 傘下の TV ブラジル（TV Brasil）により実施されており、ブラジル国土の約 90%をカバーしている。このほかの代表的な公共放送には、サンパウロ州営の TV Cultura や教育省が運営する TV Escola 等がある。公共放送の番組は商用地上テレビ、ケーブルテレビ、衛星放送等でも再送信されている。

（２）有料テレビ（衛星放送及びケーブルテレビ）

Anatel によると、2024 年 11 月時点の有料テレビ契約数は、約 830 万であった。有料テレビ市場シェアは、クラロが 50.6%、2010 年にディレク TV（DirecTV）に買収され、AT&T の一部となったスカイ・ブラジル（Sky Brazil）が 28.6%で、2 グループで合計 79.2%のシェアを占めた。その他、Oi、Vivo は、両社合わせて 16.4%であった。衛星放送は、クラロ、スカイ・ブラジル、Oi、テレフォニカ・ブラジル、GVT、Nossa TV 等数十社が放送免許を受けて DTH サービスを提供している。一方、ケーブルテレビは、光ファイバ需要に押され、加入数は減少傾向にある。ケーブルテレビ最大手はアメリカ・モビルで、同社はケーブルテレビ子会社の NET セルビソスと衛星放送子会社のクラロ TV（Claro TV）を運営している。有料テレビ業界も OTT（Over The Top）サービスとの競争にさらされており、小規模事業者の中には、2022 年 2 月のアルガー・テレコムのように、ケーブルテレビや衛星放送事業から撤退し、成長著しいストリーミング・サービスへと移行する傾向が見られる。

３　OTT による動画配信サービス

2015 年以降、ブラジルでは OTT による動画配信サービスが飛躍的に増加しており、視聴覚産業に大きな影響を及ぼしている。2022 年の時点で、最大の市場シェアを占めているネットフリックス（Netflix）をはじめ、Amazon（アマゾン）、Apple（アップル）、ディズニーグループ等の国際大手のほか、国内の放送事業者、通信事業者、機器メーカー等が運用する GloboPlay や Clarovideo 等も参入しており、市場競争は激化している。OTT プロバイダはブラジルの規制によると、OTT アプリケーションは通信、放送のどちらでもなく、付加価値サービスとして分類される。また、OTT プロバイダは制作、プログラミング、パッケージングにも関与しており、有料テレビ法で規定されているクロスオーナーシップの再検討が必要になる等、従来の規制上の制限における課題が浮き彫りとなった。ブラジルの電気通信及び放送部門の規制枠組は複雑であり、複数の当局が直接あるいは間接的に異なる権限を保有しているため、現在包括的な法改正が検討されている。

Ⅴ　運営体

１　ブラジル・コミュニケーション会社（EBC）

Empresa Brasil de Comunicação

URL	https://www.ebc.com.br/
幹　部	Jean Lima（Chief Executive Officer）

概要

公共放送機関 EBC は 2007 年に設立され、九つのラジオ局、TV ブラジルのほか、国際放送の TV Brasil International、通信社の Agência Brasil、音声ニュースや音声番組を無料でオンライン配信する RadioagênciaNacional も運営している。2019 年 1 月のボルソナロ政権発足に伴い、TV ブラジルは同年 4 月に連邦政府の広報チャンネル NBR と統合され､新生の TV ブラジルとしてスタートした。EBC の財源は、政府交付金、広告料、寄付金、通信事業者の負担金で賄われ、受信料制度はない。国際放送の TV Brasil International は、2010 年に開始。ポルトガル語による放送で、対象はアフリカのポルトガル語圏諸国や海外在住のブラジル人。

２　レッヂ・グルーボ

Rede Globo

URL	https://grupoglobo.globo.com/
幹　部	João Roberto Marinho（会長／President of the Board）

概要

ブラジルのメディア複合企業グローボ・グループ（Grupo Globo）が所有する地上テレビ放送事業者で、ラテンアメリカ最大の放送事業者である。本拠地はリオデジャネイロで、1965 年創業。地上テレビ放送は、五つの直営局及び 122 の系列局で、国土の 98%以上をカバーしている。番組制作はテレノベラ（メロドラマに類似した連続ドラマ）が中心で、メキシコのテレビサ（Televisa）に次ぐ制作本数を誇っている。中南米をはじめ、世界各国の放送事業者に番組販売を行っている。また、海外のブラジル人及びポルトガル語話者向けに 1999 年からポルトガル語によるテレビ国際放送を行っている。

３　レッヂ TV！

Rede TV!

URL	https://www.redetv.uol.com.br/
幹　部	Amilcare Dallevo Jr.（社長／President）

概要

ブラジルの 5 大テレビ局で最も新しく 1999 年に放送を開始した。デジタル化をいち早く進め、無料放送では世界で初めて 3D 放送を行った。すべての番組を

HD 画質で制作し、番組を放送と同時にネット配信している。

電　　波

Ⅰ　監督機関等

１　監督機関

（１）通信省（MCOM）

2020 年 7 月 10 日、MCTIC（当時）から分離する形で通信省（MCOM）が復活した。

（通信／Ⅰ－１の項参照）

（２）電気通信庁（Anatel）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

所掌事務

「1997 年一般電気通信法」に基づき、MCOM が策定する電気通信事業の基本政策の下に、周波数及び無線局を含む電気通信に関する管理･監視業務を所掌し、活動状況を MCOM 及び国会に報告することになっている。なお、周波数オークションの価格設定については、連邦会計裁判所（Tribunal de Contas da União : TCU）による監査が必要となる。

２　標準化機関

ブラジル規格協会（ABNT）

Brazilian Association of Technical Standards

Tel.	＋55 11 3017 3600
URL	http://www.abnt.org.br/
所在地	Rua Conselheiro Nebias, 1.131 - Campos Eliseos - SP -01203-002 São Paulo, SP, BRAZIL
幹　部	Mario William Esper（会長／President）

所掌事務

1940 年に設立された。ブラジルを代表する標準化機関として国際的に認められた民間非営利団体であり、国際標準化機構（International Organiztion for Standarization : ISO）、国際電気標準会議（International Electrotechnical Com--mission : IEC）、アメリカ標準化委員会（Pan American Standard Commission :

COPANT)、メルコスール標準化団体（Mercosur Association of Standardization : AMN)、国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation : ILAC）等の標準化業務を所掌している。

Ⅱ　電波監理政策の動向

１　電波監理政策の概要

Anatel が独立規制機関として、「1997 年一般電気通信法」に則った電波監理を実施。電気通信分野だけでなく、放送及び有料テレビ分野における周波数オークション計画を含む周波数管理の責任を負う。2 年ごとに周波数利用計画を見直すことが定められている。放送サービスの周波数割当手続については、MCTI、議会、大統領等からの承認も必要となる。

２　無線局免許制度

（１）免許手続等

周波数の使用認可に関する規定は、「1997 年一般電気通信法（Lei Geral de Telecomunicações : LGT)」第 163～169 条及び「周波数使用規則」の決議第 671/2016 号（2016 年 11 月 3 日）に定められている。主な無線業務における免許付与は、セルラー及び PCS（Personal Communications Service）は比較審査又はオークション、ブロードバンドはオークション、放送（ラジオ、テレビ）は比較審査、衛星システムは先願方式で実施される。周波数リースについては、2019 年 10 月 4 日に成立した「1997 年一般電気通信法」の改正法（法律第 13879 号）により可能となった。

（２）5G 用マルチバンド周波数オークション

2021 年 9 月、Anatel が 700MHz 帯／2.3GHz 帯／3.5GHz 帯／26GHz 帯における 5G 用周波数オークション規則を公開した。事業免許は 20 年間有効。2.3GHz 帯については地域ブロック免許のみで、その他の周波数帯はすべて全国免許と地域ブロック免許に分けられた。5G パイオニア・バンドには 3.5GHz 及び 26GHz 帯が指定されている。落札事業者に対する主な要件は以下のとおり。

①3.5GHz 帯

・2022 年までに動的周波数共用（Dynamic Spectrum Sharing : DSS）技術ではなく、5G SA サービスを開始する。

・連邦政府向けのプライベート通信ネットワークを構築する。

・アマゾン地域に光ファイバを敷設する持続可能なアマゾン統合プログラム（PAIS）を実施する。

②2.3GHz 帯

・人口 600 人以上の都市や自治体に 4G 以上の移動体通信サービスを提供する。

・ブロードバンド未提供地域への高速ブロードバンド・サービス提供（光ファ

イバ推奨)。

③700MHz 帯　連邦高速道路を移動体通信サービスでカバーする。

④26GHz 帯　公立学校におけるインターネット接続の確保。

実際の 5G オークションは計画から大幅に遅れて 2021 年 11 月に実施された。オークションでは、既存通信事業者 5 社（テレフォニカ・ブラジル、クラロ、TIM ブラジル、アルガー・テレコム、Sercomtel）と新規参入事業者 5 社（Winity Telecom、Brisanet、Neko Serviços e Comunicações and Entertainment and Education（2022 年 9 月、事後的に免許取消し）、Consórcio 5G Sul（Unifique と Copel Telecom のコンソーシアム）、Cloud2 U Indústria e Comércio de Equipamentos Eletrônicos）がそれぞれ事業免許を獲得した。

Ⅲ　周波数分配状況

「周波数利用規則」第 2 章第 158 条により、Anatel が周波数分配表を策定、公表している。周波数分配表（2024 年度版）を掲載している URL は以下のとおり。

・https://dados.gov.br/dados/conjuntos-dados/espectro-e-orbita--pdff